

2023年6月30日

EUがロシアに対する第11次制裁パッケージを採択 (EU adopts 11th package of sanctions against Russia)

欧州理事会は2023年6月23日、制裁逃れを防止するとともにロシアの歳入をさらに減少させるため、[第11次対ロシア経済制裁パッケージ](#)を採択しました。

主な内容は以下のとおりです。

瀬取りによる積み替え(STS)とAISの改ざん

ロシア産の原油・石油製品海上輸送によるEU域内への輸入禁止措置またはロシア産原油・石油製品の輸送に関するプライスカップ制度に違反したとEU加盟国の管轄当局が疑うに足る合理的な理由がある場合、STSを行った船舶は2023年7月24日以降、EU域内の港・閘門への立ち入りが禁止されます。この禁止措置は、船籍を問わず全ての船舶に適用され、EU域内の港または閘門への航海途中に行われたSTSにも適用されます。いずれにしても、EU加盟国の排他的経済水域内またはEU加盟国沿岸の基線から12海里以内で行うSTSについて、立ち入ろうとしている港・閘門のあるEU加盟国の管轄当局に少なくとも48時間以内に通知しなかった場合、EU域内の港・閘門への船舶の立ち入りは禁止されます。同様の禁止措置は、SOLAS条約第V章第19規則2.4項に反し、船舶自動識別装置(AIS)の信号を違法に妨害、または信号を停止・無効化してロシア産原油・石油製品を輸送している疑いのある船舶にも適用されます。ただし、海上の安全(環境への懸念を含む)、海上での人命救助、および人道上の目的のために、EU域内の港・閘門への立ち入りが例外的に許可される場合もあります。

陸路による輸送

EUは、ロシア国内で登録されたトレーラーおよびセミトレーラー(ロシア国外で登録されたトラックにより牽引される車両を含む)を用いた、陸路でのEU域内への貨物輸送も禁止事項に加えしました。

制裁逃れの防止

今回のパッケージでは、制裁逃れのリスクが継続的かつ特に高いと考えられる特定の第三国への特定の制裁物品・技術の販売、供給、移転または輸出をEUが制限できる新たな制裁逃れ防止措置が導入されました。

この「制裁逃れ防止措置」は、当該第三国に対するEUによる個別の措置や働きかけが制裁逃れの防止に不十分だった場合に限り、例外的かつ最終的な手段として用いられます。具体的には、EU規則833/2014の附属書IVへの事業者の追加など、制裁対象者を個別に指定するなどの措置が行われる可能性があります。

輸出入の規制・制限

第11次パッケージでは、ロシアの防衛・安全保障分野の技術強化に寄与する可能性のある制限品目のリストが拡大され、電子部品、半導体材料、電子集積回路およびプリント基板の製造・試験装置、エネルギー物質の原料、化学兵器の原料、光学部品、航海計器、防衛分野で使用される金属および海洋機器が新たに追加されました。

また、輸出規制のさらなる強化を目的に、EU規則844/2014の附属書XVIIIに記載されている制裁対象の鉄鋼製品のうち第三国で加工されたものを輸入する業者に対して、製品の原材料がロシア産でない旨の証明をすることが義務づけられました。

ロシアを経由する輸送の禁止

また今回のパッケージでは、制裁逃れを防止するためにEU加盟国と第三国との二国間・多国間協力を強化し、EUから第三国へ輸出される特定の機密物品がロシアを経由して輸送されることを禁じました。これにより、ロシアの軍事・技術強化または防衛・安全保障分野の発展に寄与する可能性のある物品・技術、およびジェット燃料や燃料添加剤をはじめとする航空・宇宙産業で使用される物品・技術は、ロシア領域を経由してEUから第三国へ輸出することが禁止されます。

エネルギー

ロシアからドルジバ石油パイプライン北部区間を通じての原油供給に関しては、ドイツとポーランドに制裁の適用除外が一時的に認められていましたが、この除外は2023年6月23日をもって終了しました。ただし、カザフスタンまたはその他の第三国を原産地とする石油については、ドルジバ石油パイプラインを通じてロシア経由でEUに輸入することが引き続き認められます。

ロシアで行われているサハリン2プロジェクトに関する適用除外については、日本のエネルギー安全保障上の必要性を踏まえて、2024年3月31日まで延長されます。また、カスピ海パイプラインコンソーシアム(CPC)については、インフラを適切に維持・運用するために厳密に必要となる特定の物品・技術の販売、供給、移転または輸出(関連する融資や金融支援の提供を含む)に関して、既存の禁止事項に一定の適用除外が導入されました。ただし、制裁逃れのリスクを回避するため、この適用除外には厳しい条件が設けられています。

現在、ロシアが関与する貿易は重大な法的規制の対象となっています。メンバーにおかれましては、当該制裁措置に違反する貿易が保険カバーの適用対象外となることに留意いただき、ロシア向け、ロシア経由、ロシア発の貿易に従事するにあたっては、関係者、貨物およびその取引に関して徹底的にデューデリジェンスを尽くすことを推奨いたします。

国際P&Iグループに加入するすべてのクラブが同様のCircularを発行しています。

本 Circular はすべて英文の日本語訳です。日本語訳と英語版の間に齟齬がある場合は英文の内容を優先下さるようお願い申し上げます。